



生徒指導だより



第1号
令和8年6月発行
生徒指導部

生徒指導部では毎回テーマを設定したうえで「生徒指導だより」を発行し、生徒・保護者の皆さんに注意喚起を行うとともに、各家庭での教育や自己理解にも役立ててもらいたいと思います。

今回は今年度から法改正もあった自転車の交通ルールについて再確認したいと思います。

免許はなくても自転車運転もドライバー!! 青切符交付対象!

報道等でもご存じの通り、令和8年4月1日から16歳以上を対象に自転車の交通違反に対して「交通反則通告制度」いわゆる青切符交付が導入されました。「反則行為」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続きに移行せず、起訴されない制度が「交通反則通告制度」です。（「反則行為」…道路交通法の違反行為のうち、信号無視や指定場所一時不停止等といった、警察官が実際に見て、明らかに違反行為を行ったと判断できるもの）。ただし、自転車の交通違反を認知した場合も基本的には現場での「指導警告」が行われますが、交通事故の原因になったり、歩行者や他の車両にとって危険・迷惑となったりするような

主な反則行為と反則金

 携帯電話使用等(保持) 12,000円	 遮断踏切立入り 踏切不停止等 7,000円 6,000円	 信号無視(赤色等) 6,000円	 横断歩行者等妨害等 6,000円
 指定場所一時不停止等 5,000円	 公安委員会遵守事項違反(傘さし) 5,000円	 並進禁止違反 3,000円	 軽車両乗車積載制限違反(二人乗り) 3,000円

JA 共済連福島・福島県警リーフレットより

「悪質・危険な違反」であったときは、取締りの対象になります。また、青切符を交付された場合もその場で反則金を徴収されることはありません（後日、金融機関から納付）。その場で反則金を支払うよう要求された場合は詐欺なので、だまされないように注意しましょう。

いづれにしろ、自転車は身近な乗り物ですが、自動車・バイクと同じで悪質・危険な乗り方は他人の命も自分の命も失いかねません。また、自転車事故を起こすと（加害者になる）と中高生であってもさまざまな責任を問

われます。「たかが自転車の事故」と思っている、人生が一変する悲劇は現実起きており、事故によって重度の障害が残ったり、相手の命を奪ってしまったりした場合など、被害者やその遺族はもちろん、加害者にとっても辛い環境に置かれることになってしまいます。事故の加害者・被害者にならないように、日頃から交通ルールを守り、安全運転を心がけましょう。

自転車用ヘルメットの着用は令和5年4月1日から全年齢を対象に「努力義務」となっています。自転車の交通事故で亡くなった方の多くは頭部に致命傷を負っていますので、頭を守るヘルメットを着用し、命を守りましょう。また、自転車の交通事故でも高額損害賠償事故例も発生しています。万が一に備えて、自転車保険に加入しましょう。

自転車安全利用五則

(令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



内閣府リーフレットより

【参考】警察庁・茨城県警察・福島県警察・JA 共済各 HP「自転車 青切符」などで検索

STOP 🖐️ 20歳未満の飲酒・喫煙

20歳未満の飲酒や喫煙がもたらす心身への害を知り、絶対手を出さないようにしましょう。

○飲酒の影響について

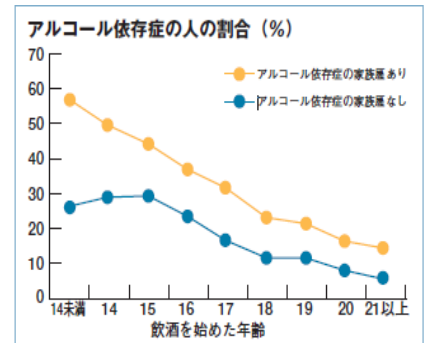
アルコールは、飲むと胃や腸からすぐに吸収され血液によって全身に行き渡り、特に中枢神経に作用して脳を麻痺させます。

飲酒と記憶力

飲酒をすると記憶力が落ち、特に若い人では学習成績が極端に低下します。

飲酒開始年齢とアルコール依存症

飲酒開始年齢が低いほど、アルコール依存症になる人の割合が高くなります。



○未成年者の喫煙について

青少年期に喫煙を開始すると、20歳になってから喫煙を開始した場合に比べて、がんや虚血性心疾患などの危険性がより高くなります。肺がんでは、20歳未満で喫煙を開始した場合の死亡率は、非喫煙者に比べて5.5倍となっています。また、「平成10年度喫煙と健康問題に関する実態調査」(厚生労働省)によれば、吸い始める年齢が若いほどニコチンへの依存度が高い人が多くなるという報告が出ています。

たばこを吸うと脳の働きや皮膚、胃の血液の流れが変化したり、心臓の負担が大きくなったりします。そのため、長く運動し続ける力がなくなるなど、体力も衰え、せきやたんが出たり、息切れしやすくなったりします。

【出典】文部科学省「健康な生活を送るために」https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111805/003.pdf
厚生労働省「未成年の喫煙について」<https://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/qa/detail5.html>

SNSの利用について～マナーを守り、賢く使おう～

いまやスマートフォンは一人1台が当たり前の時代。便利な反面、リスクも多いスマートフォンについて、利用の仕方を改めて見直してみませんか？

*安全な利用のため、次の4項目を意識してみましょう。

- ①相手の気持ちを考えよう→相手を傷つけてないか、無断で画像を載せてないか、時間帯を考えているか
- ②犯罪の加害者や被害者にならぬように→無断転載、人権侵害、ネット上の人を信用しすぎる等がないか
- ③スマホやネットに夢中になりすぎない→生活の乱れ、高額な支払い、安易な個人情報登録等に気をつける
- ④個人情報(写真を含む)を載せない、送らない→個人の特定、ネットで拡散等思わぬ形で悪用されないか

*もしもトラブルに巻き込まれたら…

【相談窓口】

- ・いじめ問題など→文部科学省 24時間子供SOSダイヤル…0120-0-78310
 - ・インターネット上の誹謗中傷、無断掲載など→法務局・地方法務局 子どもの人権110番…0120-007-110
 - ・生活の安全や不安に関するもの→最寄りの警察署または警察相談専用電話…#9110
- チャイルドライン(18歳以下の青少年対象)…0120-99-7777 HP:<http://www.childline.or.jp>



*保護者の方へ

携帯電話会社などが提供する「フィルタリングサービス」の活用、お子さんと「利用の仕方」について話し合うなど、トラブルの未然防止やいざという時の備えを日頃から共有しておきましょう。

【出典】文部科学省「スマホ時代の君たちへ」

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2020/02/05/20200205-mxt_jogai01_003.pdf